平成２２年（フ）第２０９号
岡山県総社市中央２丁目20番５号
債務者　湊　　節男
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４３６号
岡山県倉敷市東塚４丁目16番43号　スクエア・アヴニール105
債務者　松井　純子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４５２号
岡山県倉敷市西中新田381番地４　エステート西中Ｂ102
債務者　佐々木鈴代（旧姓石原）
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４７５号
岡山県倉敷市中庄2147番地４　ラスペーユ103
債務者　三宅　　勲
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４７９号
岡山県総社市真壁617番地雇用促進住宅真壁宿舎４号棟406号室
債務者　石井　正巳（旧姓安信）
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１１１号
愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2553番地２　二宮アパート１号室
債務者　倉田　弘美
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第２７９号
静岡県富士市今泉3266番地の１　パルトネールⅢ201号室、前住所静岡県富士市今泉2846番地の12
債務者　酒井　恭子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第３１９号
静岡県富士市森島260番地の１　コーポリバー富士301号、前住所静岡県沼津市沼北町１丁目５番12号　エクセラン・セードル208
債務者　杉本　英子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第８６６号
愛知県西尾市楠村町明神左右20番地11　クレールナガタ203号室
債務者　釘宮　英治
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月21日午後１時50分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８６７号
愛知県西尾市楠村町明神左右20番地11　クレールナガタ203号室
債務者　釘宮クリスチアネこと　クギミヤ　クリスチアネ　サイトウ
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月21日午後１時50分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８７８号
愛知県岡崎市日名中町15番地24　友栄荘202
債務者　神谷　　孝
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月21日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第９９９号
埼玉県坂戸市三光町３番27号
債務者　凝重　　一
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午後１時10分
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３０７８号
横浜市港南区日野２丁目45番２号
債務者　久保　里美
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産終結

平成１６年（フ）第１５９８１号
東京都世田谷区池尻３丁目30番４号
破産者　タカシ不動産株式会社
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要旨　最後の配当を終わり、債権者集会は破産管財人の任務終了による計算を承認し終結した。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

平成２２年（フ）第６２９９号
東京都台東区柳橋２―19―10　第２東商センター２号館３階、商業登記簿上の本店所在地　愛知県一宮市東五城字大平裏５－２
破産者　株式会社ソフトビット
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８２号
群馬県高崎市元島名町692番地１
破産者　商材建鉄株式会社
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所高崎支部